

〈資料紹介〉九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵
「九鬼根元記」翻刻

北 上 真 生

本稿においては、中世末期から近世初頭にかけて志摩国（現在の三重県鳥羽市・志摩市周辺）を本拠とした九鬼氏、とりわけ織田信長や豊臣秀吉のもとで水軍力をもって活躍した九鬼嘉隆を中心に九鬼家の盛衰を描いた軍記「九鬼根元記」の翻刻を試みた。本記のほかに九鬼嘉隆とその子・守隆に焦点を当てた軍記として「志摩軍記」や「志州にて九鬼式代家物語」「九鬼家戦斗記」「志州七嶋軍記」などが知られる。本記は「志摩軍記」に章立てや本文が酷似し、「志摩軍記」を祖本とするものとも考えられるが、このことについては稿を改めて検討したい。

さて、本記についてであるが、縦二十四・三種、横十六・六種の縦帳で、「先祖書并親類書控」「志州にて九鬼式代家物語」が同冊となっている。一丁表には「長沼賢海集蔵」と陽刻された蔵書印があり、九州帝国大学国史学科初代教授の長沼賢海氏によって九州・瀬

戸内・北陸・北陸・紀州にまたがって収集された写本類の一本であることが確認できる。長沼氏の旧蔵書は長沼文庫として九州大学附属図書館に引き継がれ、九鬼水軍や村上水軍などの海軍関係資料が多く含まれていることに注目される。なお、本稿執筆にあたっては、九州大学附属図書館記録資料館にご便宜をいただいた。厚くお礼申し上げます。

翻刻にあたっては、旧字体を新字体に改め適宜に読点を付し、判読不能な文字や異体字等は■で示した。また、傍点などの見せ消しは取り消し線に改めたことを断っておく。

【翻刻】

（表題）

九鬼根元記

先祖書并親類書控

志州にて

九鬼式代家物語

(二丁表)

九鬼根元記

(二丁裏)

〔白紙※「九州大学図書」との蔵書印あり〕

(二丁表)

天津児屋祢御廟裔中関白道隆末大織

冠鎌足公後胤也、

藤原 九鬼

藤原氏隆基法名椿山、大和守隆法名

電子データのため不掲載

「九鬼根元記」1丁表

電子データのため不掲載

「九鬼根元記」1丁裏・2丁表

星伝、山城守泰隆法名泰雲、宮内少輔

浄隆法名浄名、大隅守嘉隆法名常安、

長門守守隆法名善光、

(二丁裏)

目録

一、志摩国御神領之節の事

一、磯部中より九鬼殿を頼事

一、波切殿夏并汗かき地藏乃事

一、大隅殿岩戸に籠り御城を造る事

一、信長公柴田と合戦の事

一、明知信長と合戦の事

(三丁表)

秀吉公御生国并御他界之事

治部家康と合戦の事

一、九鬼父子田城合戦の事

一、浅野合戦之事

一、大坂落城并三国丸之事

(三丁裏)

抑磯部といふは往昔人皇十一代の御世

天照大神目_レ天くだり給ひて御鎮座し

たもふにより神戸とも申、則志州五十六郷

御神領なりし所追々武家の押領、終ニ

残申九ヶ村相残り慶長年中より浅野軍

起りて九鬼大隅守押領せられしハ、志州の

内に地頭十三人あり、小浜に久太郎、荒嶋左衛門、

(四丁裏)

浦の豊後、千賀の志摩、的屋の治郎左衛門、国府

の三浦新助、安乘内膳、甲賀の雅楽、波切弥五郎、

越賀隼人、和具豊前、加茂太城左馬、鳥羽

主水有けるか、後の禍を帰りみず彼地頭等

磯部九ヶ村を押領せんとふつず、其所の百

性るんぼうき、て波切殿をぞかたらいける、

弥五郎申されけるハ、我舎弟紀州九鬼といふ

所に有、其心さしいかなれば名將ニもくらからず

(四丁裏)

彼を守護可致と申ければ、百性共承りいそ

ぎ九鬼を右馬丞を頼ける、右馬之丞き

こしめし我しをき先祖を尋るに天津児

屋祿の御すへ大織冠鎌足公の苗裔藤原

第一の類たり、いかでかもつてじせんやと、

永禄三年三月廿日ニ磯部にことそハ着れ

けり、かくて右馬丞申されけるハ、我此度

当所のしゆごとなるからハ十三嶋の侍達

(五丁表)

に振舞申度候間金子拾三両持参有べき

と申さるれハ、早速ニ相調右之金子ニて酒

肴を取そろへ十三嶋の衆中をさまゝに

もてなしける、右馬之丞申さる、ハ、我身ふせ

しなりといへとも此度七郷の守護となり

候へは、じこん以後人数一ぶんに召加られ被下

候、いく何程か喜悅に候と申されければ、誰か異

儀に及者もなく皆一統したりしが、連中

(五丁裏)

申さる、ハ、我々勢州多気の国司へ毎年

出仕致し候や、此上は貴殿一人名代ニ頼べ

しと頼に申されける時、うんとは云ながら

うたてかりける次第也、右馬丞きこしめし

かくこんいむに致す上ハ何角いはい申べ

きとて、其後右馬之丞只一人毎年出勤致

されける、或時多気国司仰出さる、毎歳

出勤おこたらず候段神妙にぞんずるなり、

(六丁表)

しかしながら外拾三人の者共相つとめざる
処甚もつてきくわひや急ぎひやうじ

催し責亡すへしと申されければ、右馬之

丞承り十三志摩を責んこと大義なりと

いへとも成ル間敷義二も御座候ま、志摩二郡

の所某二下し給わらば、早速切とり申へ

しと言上せられける、国司は後の災も

帰り見ず志満二郡ご奉書を下し給ひ

(六丁裏)

ける、是けんむの古昔へ尊氏東八ヶ国の冠
領と思慮なく清位將軍の院宣を望しに

下し給ふに異ならず、浅ましかりける次第

也、かくて右馬之丞も磯部に帰り軍

の計謀をぞしられける、鳥羽には主水

とて智謀勇士の侍あり、右馬之丞に幸

の娘ありけれハ、是を主水へ遣し親子の

營しの成る、右馬之丞思し召ハ、波切殿主水

(七丁表)

三人として責めなば嶋々の侍共大方にハ責

落さんと計をし催けれハ、都合三百余人有へしと

心の内ニゑみを含め頓而弥五郎殿主水殿をか

たらひ申さる、ハ、我此度志摩二郡の所一

円はいりやう仕り御奉書頂戴したり、

然上は嶋中江触状を廻し異儀に及ハ、せめ

落さんと評議一途に極り廻状を出されける、

此趣國中へ触状一味なきゆへ戦ふ事此度

(七丁裏)

嶋二郡の所一円拝領仕り御奉書頂戴の上ハ

不時に此方の下知に随ふへし、もし違背

の輩におゐてハすみやかに退辞すへき、

上仍而廻文の状一札如件、

永祿十一年辰八月日、

此趣をみるよりも昨今迄朋友の交りを給し

身ハいかでか手下につくべしと皆同心のけ

しきハなかりける、右馬之丞安からす思われ、

(八丁表)

さあれハ責寄んと其勢都合式百余人先

浦殿を責かくる、海より兵船五拾艘陸ハ右馬

之丞責かくれハ、船と陸とはさまれたの
かれぬ用とそなかりけり、多勢に富お
しまずし爰を最期と飛立て追つ懸つ

戦バ、浦方終に付負て味方も数多討るれ
ハ、浦殿今ハ叶ハしと高所にかけてあかり御
腹こそハ召れけり、実武士の身の上の昨日に

（八丁裏）

替る有様ハ哀れはかなき次第也、亦荒
嶋の左門何とかおもわれけん、一戦も向わず
して降参に出られる、其勢に責よとて
小浜口江ことそハ押寄たり、小浜も覚悟し
たりけん、主水山に登り佐田八反田陳を取
石火矢や炮ノひや打かけく火花をちらして
戦たり、中にも主水は智謀ふかき人なれハ、
三ツ巴の紋の旗をさし懸処かしこの松

（九丁表）

にゆひ付大勢に見せかけおめきて掛ハ、こハ
如何に百姓共歎き悲しむ其声ハ大行願
の苦みもかくやと思ひしられたり、猶百千の
電の今身の上に疼類々と気も魄も身に

そます、親ハ子をすて子は親を捨て谷よ崖
よとさまよいしハむざんと云ふもあまり有、主
水ハ一方の大将にて此所に支しがいか成事
にや、あまたの狐とも処かしこにて主水

（九丁裏）

くくと啼こゑの多くの耳に留りしゆへ
主水山と名付しハ此ときよるときこへ
けり、暫くあれハ小浜の勢少し下に待かくれ
ハ夫通すなど寄かけし、無二無三に切さつ
れハ、多勢に無勢かなわしと小浜殿の智
略にて竹たばに火を付道々に支ゑ其身
は先へかけぬけし、はや小せきより船に乗
三州さして落られけり、家康公の御代に

（十丁表）

小浜の民部と聞へしは此人の事なりけり、
其後千賀志摩殿も落られけり、かくと聞
よりさき嶋の地頭和具、甲賀、安乗、的屋、右の
衆中皆々国府へ相詰相候致被成ハ、我々
一途してさきしま中の勢を招き兵糧
あまたつめ置て籠城せば、九鬼元より鬼

にもせよ、五年十歳責とも中々以落まじき、
はやたいくつと見へたる折一度にど

(十丁裏)

つと押寄なばなどか勝負を決せんや、
乍去かゝる平地にてハかなふまじ、越賀
の宿にてその陣所わけてハ隼人軍
術智謀人なれハ、まつく越賀江立越
やと皆々同心したりけり、道も程なく
隼人の館頼みましゆうとて申さるゝ、取次
間もなく隼人立出夜ぶんに及飛打そ
ろふて路来駕以成御事やと尋られ

(十一丁表)

けれハ、右の趣あらく語られる、隼人よろ
こび先ごなたへと障子入俄に軍に㊦用意
し其勢凡三百余人用心敵敷かため
ける、早腹切には是をき、先罵の勢求ん
と廻状を遣しけれ共、先嶋の百性共何方へ
付へきやと随ふと云ふ者もなく心にみへ
にける、右馬之丞ハ兼てより此由をさくよりも
無二無三に責かくれとも、中々落へき氣

(十一丁裏)

色なかりせば、様々智略をめくらし且
暮軍をこと、して二年三とせ責らるれ
ど、いつれ勝負も見へさりけり、かくてハす
まじと智略をめくらし浦村のをゆ二のた
つを價ヒジカに遣し、国府、甲賀、和具、此三人をかた
らんわけれハ、是ハ内々同心のけしゆるしける、
隼人此志をみるよりもかやうに人のこゝ
ろのこしかへるもの哉、おくひやうなりかな

(十二丁表)

とハ思へども、我またいか成ことにてかへり討に
あわんもはかり難しと是非なく一味しら
れけり、一時のはかりことにて死する理有、扱
にそ志摩二郡はふじに成にけり、因茲九
鬼勢日に増しけり、此上志摩二郡所
我一人の押領にせんとこゝろの中に悪心
面に見せず、何心なく聲か主水主を呼寄
申されけるは、角までし給ふ聞しにわ
(十二丁裏)

ずか成志摩国兄弥五郎殿と貴殿と我三人

の分取にしてハ少地なり、其元向て弥

五郎殿を打取へし、さあれハ或式人の

横領に聞んと何心なくも申ける、主水は

計略とハつい知らず、何条子細のあらんや

と荒嶋左門加茂左右馬其外あまた引具

して仁義をそむかし、おちの討手心ならずも

向われしハ不運とは云ながら後にぞ思ひ

(十三丁表)

しられたり、

波切殿御夢并汗かき地蔵の事

有夜波切殿御夢に魚胤まで猫を喰と云

文字なげしの上にあるくくとあらわれたり、

如何成者のわさならんと怒御声にて其

佯夢ハ覚にけり、尚も不思議に思召、常

に御信仰有し地蔵菩提(佛性)を汗にひたして

おわします、是より今に至まで汗かきの

(十三丁裏)

地蔵とて波切の里に残し有、されは大

剛心人なれハ、あやしみを見てあやします

あやしみまで破るとかや、何条事の

有へきと押はかりしと浅ましき、ほどなく

主水どつと押寄、大音上しゆうと右馬

之丞の下知を受道ならぬ討手とハ云なが

ら無是悲推参仕乍恐御覚悟御腹をと

呼わつたり、波切殿御夢の告とぞ思ひ

(十四丁表)

あたれとも、兼て覚悟も有されハ、弓よ鏝

よとひしぬてうち早切かくる敵の大勢

あわてふためき戦たり、寄手は聞ゆる

剛の者(魚胤に毒のこころ)ぎより、んくわくよく入れ候、討

つ討れつ戦は手負ハあまた其数しれ

す、遁難なく見へけれハ終ニ波切殿も御

腹こそハめされけり、ちんしん未舟津迄

来らざるに又九鬼より主水への討手あまた

(十四丁裏)

の軍勢時をどつとそ上にけり、主水方にハ思

ひもよらす扱(あつか)ことぞ討(う)ことにて有けるか、無是

悲も次第也と無二無三に切て出命

おします戦へバ、ふせぐへきよふなし、ぜひ

なく是も討死被成候は哀はかなき有

様なり、福は人の員来らざるを招くは
禍のもとひと世の諺もおしはかり、

兄を討撃を討後の員行すへのいかゆ^二あ

(十五丁表)

らんと野も山もさ、やく人ニそ多かりけり、

されとも九嶋の人数とて天の乙部大富小作

長野雲林院田丸九鬼一統にて多氣

国司のばつ家にこそ八成にけり、はや世

も納りしと見ゑにけるに、国司より仰出

さる、ハ、此上志摩二郡の年貢の処五分

老此方へ上納有へきよし、右馬之丞心

外にや思われけん、

(十五丁裏)

九鬼信長公に戦面し多氣亡す事

其頃尾張国に小田信長と云ふ人有、此先

祖を尋れハ、平相国清盛より廿一代の後

胤なり、武剛他にこへ給ふゆへ先駿河国

今川義元を討とり三州遠江をしたかへ

美濃の岐阜に居城仕給ふ、爰に勢州

大河内中納言友則といふ人有、いまた信長

に仕勤なかりけり、信長やすからず思

(十六丁表)

めし頼而討手を遣されける、其人二九鳥

不残責かくれと落へき気色見へされ

バ、信長公使者を以て申出さる、ハ、此度の

すいさん中々其許にてきたひ致す二あらず、

世をしづめ誠におさめんとの事なり、

頼而信忠を躰に遣されけり、其時右馬之

丞信長公へ初て対面被成けり、其より

近付に致されたり、友則思召すハ、信長の

(十六丁裏)

孫躰なればとて田丸にそ居城被成

けり、信長き、給ひ悪くきやつかなと思し

めし右馬之允を討手に頼れける、○じする

に詞なく其勢式百足余騎多氣の御所多

ぞ押よせ無二無三に切立れハ、兼て覚

悟もあらざるゆへたまりもあへず責落す、

夫より今に至るまで国司の跡ハ古木斗

りそ残りける、其時の勲功によつて九鬼

(十七丁表)

大隅守と改名す、誠に名将也、末世に其名をのこしけり、

大隅守殿岩戸に籠り城を造る事

有時大隅守殿（志摩国磯部郡惠利原）惠利原天の岩戸にいさ、か

神領有之、神々にこそ祈られける、夫猿田彦

大神八天神七代の御時うづらの鳥尊御尊

躰本地を尋れば、愛染明王ともげんじ

亦八山祇の神とも承てあをき、願わくハ

（十七丁裏）

城柳にすへき所御しんげんあれとかん

たんのくだき祈捧けり、神慮などかあや

またさのんところくまどろみ給ひしか、

年八十斗の老翁立出給ひ如何に大隅

汝にあたふる山あり、其形ち須祢山をかた

どり前には海をか、ゑ後には山をか、ゑ

須祢に四州をかたどりしゆへ志州となそ

ろふ也、白鳥と成て飛去給ふ、大すみ殿

（十八丁表）

夢覺てふしぎに思召給ふ、折ふし何国

よりとも知らず山鳥一羽飛來る、大隅殿見

給ひ此鳥のとまらんかたゑおもむくへ

しと、是まさしく神のおしへなりと旧

を慕ふて程もなく戸羽山にてそおり

居たり、是そと立よつて見給ふやに、萱

葦の庵あり、かゝる人家もなき所に寺

の有けることそ不思議やと立寄見給ふ

（十八丁裏）

に、御たけ八尺余りの千手観音おわし

ます、いかさま堂寺も可有哉と尋られけるに、

ことすさまじき鬼女あらわれ出其声琵琶

琵琶を弾に似たり、大隅見給ひ汝如何成者

成そ名乗と有ければ、うんともいわず飛か

り得たり、やおふと飛違ひ水もたまらず

首打落しどふハ此方にたちまちに首は谷

へそ飛行ける、仍此所をびわか首とそ名

（十九丁表）

付たり、暫有て南無奇妙ちやうらい大

慈大悲の観世音菩提ねかわくは此山たまわれ

とくわん稔無し、御尊躰を堀の上に移し

奉り堂を立観音をあんちし給ふ、誠二

有難き次たひなり、

鳥羽之城を建る事并ニ大坂責之事

其後十三所の城を集め一國壹城と造られける、夫より山祇神の社を立武運長久の

(十九丁裏)

ちんしゆとことそハしられけり、夫神ハ敬ふによつて位を増人は神の徳によつて運を

与ふ、陰徳終ニあらわれ丹誠無ニの御宿願実有難き次第也、其頃大坂には御坊と

て門徒坊有、西国四国の年貢を納させ中々繁昌ときこへけり、信長思召は我天下の

政道をして何くらからぬ身なれとも、大坂御坊を亡し我すみかとして諸士に

(二十丁表)

仰けり、皆々承り実はなる御事也、其勢五百余騎大坂さして押寄る、御坊方にもあまた

討死して一先さつとひきたりけり、信長もいかニせはやと大隅云ひけれハ、元より大すみ

軍剛の人にて申さる、ハ、只此上ハ堺口にてふせがせ兵糧責ニ致しなば只一戦に責落

さん事我たな心の中に有と詞をのこさ^②
す申されける、さあらハ其元向て打取よ

(二十丁裏)

と、下知に随ひ押寄て頃ハ天正四年三月朔日に程なく境に着にけり、日本丸の八方に石火

屋をしかけ置今やく待居たり、御坊方ハかねて此よしを聞よりも西国四国の軍勢を催しけれハ、はや兵糧七百艘

大坂に漕寄て弓鉄砲石火矢炮火屋打かけし、爰をせんとそ戦ひしか、大隅は下

知をなし兼て用意の石火矢を一度に

(二十一丁表)

どつときりはなせハ、さしにも勇む西国勢四方八方に逃ちつたり、のがさし者をと追懸て爰に切ふせかしこに切捨切立く戦ハ

海ハ血汐に染なして紅を流することく也、扨其後ハ西国の通ひも絶けれバ、兵糧につ、れ

はて今ハ是迄叶しと降参とぞ申されける、され共信長は情有入にて京都六条を

わたされけり、今の東し門跡是なり、夫より

(二十二丁裏)

大すみ殿ハ加給ぞくしゆと成給ふ、其時伏見門ニて門徒を取、今のふし見門是也、

信長公柴田と合戦之事

比ハ天正十三年、越前国柴田勝家とて武勇の達者有、諸士をかたらい日本半国柴田に同心したりしか、九鬼も明知日向守藤藤大学柴田の一類をかたらいける、然処に明知被申けるは、

近々に急き責なば信長をや用意をしたり

(二十二丁表)

けり、去程に信長ハ九嶋二寫迄二ツにせんと

五月廿日ニ尾張国を立給ふ、亦爰に誑告た

りけん、九鬼新宮柴田こそ明早々御所へ

押よせんと着致し候と申ける、信長公御聞

におとろき給ひ、早く討手を遣されと家

康公へ仰渡さるれハ、間宮権左衛門小浜民部

を初として其勢都合五百余騎爰やかし

こに時をどつとぞ上火花をちらして戦

(二十二丁裏)

ば、何角ハもつてたまるへき柴田が首ハ

忽に枯木の枝と飛ちつたり、此勢に責

寄れハ、九鬼新宮ハけつ気の勇士鉄砲石

火矢打かけく時の声矢さけびの音天地

を動かす、此にてしゆらどうじやうもかく

やおもひ知られたり、寄手も聞ゆるこう

の者討つ恐れつ戦ば、九鬼新宮も討負て

尾張さして落んとせき舟に乗うつれハ、川

(二十三丁表)

口に竹網をはり船を出さんやうもなかり

けり、大隅とんちの人なれば、塩のよとみし

其折ふし古も古笹ひろひあけ竹あ

みになけかけさせ塩干にされて焼捨たり、

敵の大勢是を見てしたりくといふ声

にしばしハなりもやまさりしか、遁さし者

と立出るは、小浜民部の内有竹弥左衛門

是に有と名乗かけ、いかに大隅小兵なれ

(二十三丁裏)

共さび矢一すし参らせん、受取て御覧候へ

と、三人張に十五息さし告ひやうど切

てはなせば小船の帆をまくには勢障

らぬてひにておわしける、追手の人ニ是迄

見て戦ふにもどろふかく人馬の通ひ

あらされは、しばしねていたりける、はや

程もなく満汐ニ敵も味方も船うかみけ

れバ、中ニも間宮権左衛門小浜民部はや船

(二十四丁表)

を押立させけつ気にはやる権左衛門やぐ

らの上に懸上り押やくとざい打ふり

てきせんま近く成けれハ、弓と矢取て

打つがひ切てはなせバ、あやまたず村田七

太夫がも、にすつはと立られ面目もなきて

いなるが、元より七太夫鉄砲の名人なりしか、大

筒に拾六匁玉薬をこみ式丁あとよりねらひかため

切てはなせバ、忽に間宮かむな板打とをし

(二十四丁裏)

海えかつはと落入たり、此勢に恐れてや、跡

より寄くる者もなく、さあ押出せ軍兵共、

虎の尾をふむ毒蛇の口をのかれたる心ち

して志摩の国へそ急き行こ、ろの内そ

無念なり、

信長公明知に討る、事

其ころ信長公は九州二罵をしづめんと京

都にて諸軍勢を待給ふ、爰に明知ハ信長

(二十五丁表)

のばつかにつかす丹波の亀山より引返し六月

二日の夜軍二本能寺へ押寄けり、信長方

にハ御覚悟もあらされハ、ふせぐひやうしも

なかりせば、終ニ明知に討れけり、此勢に二

条の御所へも押寄する、信忠ハ軍術あれ

とも多勢ニ叶わしと御生害被成けり、

運の極そ是悲なけれ、此信忠ハ神社佛閣を

焼はらい給ふゆへ山王権現の御た、りと

(二十五丁裏)

そきこへけり、積悪の家には陽殃有とは

何やらの事を申へきや、夫より光秀天下の

せいばいをしたまひしか、国のおこり一日も

やすからず、天正十三年三月廿日山崎にて

軍の仰定なされけり、爰はし羽筑前守

西国え趣かれしか、此由を聞よりも急き

帰洛し山崎を取かこみ無二無三に切立れ

ハ、光秀勢ひ絶しといへども、天罰の加る、所

(二十六丁裏)

なく、終二羽柴筑前守久吉に討れけれ、此明

智かおるたちハ、久保（空方へ）の足軽たりしか、有

時大黒をひろひける、藤堂仁右衛門是を見

て大黒八日に千人のかしらをすへきす

いそふやと申ける、明智き、て日々千人

のかしらをして何にせん、ねかわくハ三日

でも天下をとらんことと彼大黒をすて

けり、去によつて明智か天下て三日持とハ此

(二十六丁裏)

事なりと云伝へけり、其時又藤堂仁右衛門

ハ舩を枕にして居られしか、明智かいわく、

其元此由を今より日々千石づ、取らんと云

ふ、其夫より日々二千石宛卅五万石余ニ

なり給ふ、去に依て羽柴筑前守久吉ハ

信長公の御子信孝公をかくまいおわせ

しか、去其世ハ静謐におさまらず、依之尾

張の野間の内海に忍びおわせしか、久吉

(二十七丁表)

つくぐ思し召ハ、天下ハまわり持といふ

こと有、我信孝を討取べしと思ふ心

そ道なけれ、信孝さどくさとり給ふて、

御辞世

昔より主を内海の野間なれば

おわりをまてやはじハちくぜん

とあそはされ御年貳拾六歳にて御腹こ

そはめされけり、主の御おんをわすれたる

(二十七丁裏)

後の報そ恐ろしき、され共羽柴筑前守

ハもらい勇猛の人なれハ、国々をしたがへ御

名をたいこう秀吉と改天下を心の俣

に納給ふ、然ところ、相州小田原ニハ北条左

京大夫云者あり、かれハ出仕なかり

けり、よつて秀（中）思を討手に取遣けり、

松手にハ九州嶋津其外九鬼大すみわ

き坂中將先陣後ちんをあらそひ一度にとつ

(二十八丁表)

と押寄れハ、船と陸とにかこまれてのがれ

難なき小田原勢死物狂と戦へとも、何か

わ持てたたるへき、同じ枕に死てけり、
位勢ハ猶もゆふしけれ、頃文祿元年春の
半成しか、世もおさまりし御よろこびとて
諸士を招き御酒宴の折から、太甲仰出さ
る、ハ、其神宮功牛后ハ三韓を責給ひ右大
將頼朝は富士のまきかり有てこそ

(二十八丁裏)

名を後記に伝たり、我又三韓を責なば
代々ニ其名を残さんとの給へバ、中にもけつ
きの勇士九鬼大すみ承り、是ハおもしろ
き思しめし立、我々までも末世のほまれ
旁いかにと有けれバ、実尤なる御事とて
皆々一統したりけり、世に高麗陣とハ
此事也と聞へたり、夫より大甲秀吉公ハ軍

勢催し那護屋迄急給ふ、諸士あまた

(二十九丁表)

有中にも九鬼脇坂をせんぢんとして九
州さして押寄る、打ふし順風にて程なく
朝鮮国ふさんかいの湊にこそハ着しかば、
脇坂大隅にも申けるハ、いかに大すみ殿

明宣の一天より押よせ唐人共と一戦せん、
兼々御心得被成へしと申置、我壱人の手
柄にせんとはや抜かけの其用意、大船に取乗
小船四五艘漕つれさせ唐人方へ押寄ける、

(二十九丁裏)

夜も天明と明がたに唐人共ハ是を見て
およしぬ、日本船何にもせよのかすなど

(又七)

■ 火矢を打かくれハ、何角ハいてたまるへ

き、今ハ叶わしヤレ押と一円にてそこぎ
もとす、跡にハ唐人声々におく病なる日
本人かへせもとせとこゑかくれハ、跡も
見ずして逃かへり面目なげに大隅

殿に打向ひ其に抜懸致し候故御めん

(三十丁表)

あれと申さるれハ、大隅殿くるしからす
とてからからと打わらひ、さぞ見事成御
手柄被成しや御物語候へと嘲笑せられ
けれハ、中々はげしき軍立いか様二被成て
も叶まし且此度は御無用二致されて
然へしと被申ける、大隅聞て我二先陣

を蒙り縦唐人はんくわひが勢たり共、御

先祖鎌足公の智謀を持って戦ば何条事

(三十二丁裏)

の有へきや、計事にそ大事なれ、続け

や〜と云ふ声に早乗出す諸軍ぜい、九

鬼の家に名を得たる渡辺数馬越賀

隼人和具豊前其外軍勢前後を争

ひ日本丸をかざり立たる、其けしき

三かいにやくらを上三ツ巴の紋のきし三

重にはりあけ蓬萊山をかざり上伊勢磯部

両太神宮の御祓を納させ蓬萊山になわ

(三十二丁表)

あみを三重にはり小高丸波切丸其外

岩下里山はらすといふ、早船あまた催し

はや貝を吹立〜唐人方へ押寄た

り、実蓬萊山もかくやと斗夥し、

唐人方には是を見て遠か、りより責

かけよと鉄砲石ひや打かくれハ、繩あみ

に請とめて皆海中へ落入ハ、舟に障りハ

なかりけり、間近くなれハ、半弓にて受留て

(三十二丁裏)

さわぐ気色ハなかりけり、唐人共ハ齒

かみをなし石火矢はなして打みじや

け、火なわよ玉よとひしめきてどつと

はなせば、其響き日本丸の中棚を三尺

四方打やふられ、用意の木工此時と片

時に切はぎ塩の入来る事なけれハ、さわ

く気色ハなかりけり、其折ふし大

隅殿ハ左馬殿と碁を打て居られし

(三十二丁表)

か、兼て八方にかまへたる石火矢一度ニき

つてはなせハ、此勢に恐れ一さんにことそ

逃去つたり、夫のかすなと隼人豊後

爰をせんとそぎ出し黒松目かけて

押よする、まぢかくよせてハかなわじと

さん〜に討かくる、矢におもてをむくへ

きやうぞなき所ニ、隼人の内に曾祢

谷善七西岡平作小高丸の先に立

(三十二丁裏)

押や〜とさい打ふり飛かことくに

寄かくる、早和具豊前こぎ着て

黒松壹艘取乗けり、そ祢や善七

はたの耳に矢を忒本いかけられ西岡

平作ハ右の足に鎧とふしをさしこまれ

さあらぬていにて居たりけり、爰にわき

坂中将ハ大隅のとり黒松を見て隼人

か取たる船に手をとらんとす、隼人声

(三十三丁表)

かけて是ハ中将殿に似合ざる致しか

たと刀の柄に手をかけ己にぬかんとせし

所に向より隼人を見かけ鎧八本にてつ

かんとす、大すみ殿御らん有、隼人ひけ

と有けれハ相別に引たり、加茂左馬浜

寫豊後兩人して小松一艘に取乗て

其日の軍ハはてにけり、其時四くわんと

云唐人六人生捕鳥羽へ召れける、今に至

(三十三丁裏)

まで其子孫鳥羽の里に有とかや、

扱にそ大隅の手柄の程にそたくあなき、

頓而目出度帰朝の太閤御覽有て其日の

軍奉行ハ誰なるらむと仰ける、藤堂大

学承りはたのほりの早き遅きハそん

せねとも、具足のかたに紅のだんだら

すじ付たるにそせんぢんなりとてそ

申されける、大隅きこしめし夫は誰か侍

(三十四丁表)

成ぞと仰ける、戦の矢のもん付たるハそ

ねや善七だんたらすじハ西岡平作

二て候とも申けれハ、御前よろしく御ほう

び給わりけり、加茂左馬は小松の手柄

にそ加茂左馬頭と改十八石になられける

か今はあとたへてなし、此時大隅殿も二

三ヶ所も御加増を有へきを田丸に有し

稲葉藏人さわりをなし一国も加増な

(三十四丁裏)

かりけり、此稲葉藏人は多氣国司のもの

やう成しか、日頃のいしゆをはらさん為

とそきこへけり、大隅殿の無念のほど

後にそ思ひ知られたり、

秀吉公御生国并ニ御他界ノ事

大公秀吉公ハ慶長三年八月廿日ニ御他界

被成ける、此秀吉公の生国ハ尾張の国知多

郡中村筑阿弥と云ふ人の子にて木下藤

(三十五丁表)

吉と申せしか、おさなき時よりはつめい成

ゆへ、尾張国の守護織田備後ノ三郎不

便に思し召、御子信長公へ付置れしニ、

主の恩賞をおもひなば信長公の御子

信孝公を守奉んへきに、恩をわすれ栄

耀ニほこり御子秀頼の行すへも今さら

おもひしられたり、去程に家康公ハ天下

に心さし有ければ、國中多くは下知に

(三十五丁裏)

したがゐけり、爰に永尾景勝ハいまた

出仕せさりけり、家康公ハ福蔦太夫池

田三左衛門九鬼長門御供にて其外越賀

隼人青山豊前九鬼豊後有嶋越中

豊田五郎右衛門此人々にも御供にて追々

下り給ひけり、頃ハ慶長春の頃成しか、

石田治部少輔三成とて秀頼の近臣有、

此由を聞よりもいかさま家康公ハくわん

(三十六丁表)

東をしたかへ天下取んとのくわ立ならん

としゃくし内通す、其時九鬼へも書翰

を以て内通し、其口上家康公謀叛くわ

だて有よし承て秀頼の御代万歳

を祈らんとそんなる也、貴殿同心被致

候て目出度帰国仕候ハて紀伊国を加

増なるへしと使者を持て申され

ける、大隅聞給ひて三国をとれば爰

(三十六丁裏)

捨てハ詮なき事と暫く思案し、思し

めしハ兼てのいしゆ稲葉藏人を此節ニ

打取候ではと思ひ絶なん事あらしと

治部へ同心なされける心の内にそ浅まし

き、打ふし藏人家康公の御供に下ら

れける、又大隅の供には越賀隼人渡

辺数馬的矢次郎左衛門村田七太夫

此人々を先として其勢都合式百余騎、

(三十七丁表)

三州さして出らるゝ家康公も関東より馳上り
岡崎大じゆ寺におわせしか、九鬼新宮ハ吉田

を争て岡崎へにそ押よせける、多勢に無
勢たまらばこそ家康公もわずか十八騎に

討なされ今は是まで是非なしと己に

御生害と見へけれハ、寺僧共刀を添我

々一ふせき仕らんと四句のけのはた指出し

(三十七丁裏)

いのちを捨て戦は、此勢に恐をなし皆ち
りく皆ちりに成けるハこゝちよくこそ

見へにける、然処に酒井与四郎も

申ハ、出はたの色もあしく見へ殊に兵氣

たちのほらういかさま御心か、り御座候ハん

と申上けれハ、家康公きこしめし夜ぜん

あしきもんくを見てこそ有、まづたへて

名たぐひなき者とこそ心か、りとぞ

(三十八丁表)

仰けり、酒井承り御同氣に被遊と申上る、

家康公頓而書給ふ、与四郎是を讀に

松たへて石たぐひくさなきはとこそ

浅からね、其時より酒井雅楽頭と申なり、
さる間石田治部ハ美濃国せぎか原にそ着
にける、

石田治部家康公と戦討死の事

其節家康公も馳^④上り大垣仁太夫

(三十八丁裏)

と云人の所にて軍評定被成ける、亦治部

ハ其所に兼川金吾といふ者有、彼を先陣

に頼けり、明日は未明より押寄申さんとげつ

じやうして旅宿^りへこそ帰りける、家康公

ハ此事を聞給ひ道に待受打取と池田三左

衛門福馬太夫ニ仰付られけれハ、かしこま

りけると追かへる程なくせきか原にて追

かけ無二無三に切立、これハ治部方覚悟も

(三十九丁表)

あらざれハ、味方大半討立られ終ニ治部も

生捕けり、頓而御前へ引出し御意に任せ

急ぎ首をそはねたりしに心ちよくこそ

見へにけり、又大すみ三河より責上らん

用意の折から治部殿ハ討死と聞よりも

新宮を同道にて鳥羽へこそ帰られける、

かつくく思案有し、此上ハ長門と心を

合バたとい日本国中か責懸るとも

(三十九丁裏)

只一戦に討亡すへき者、敵味方と隔

し事せひもなく世の有様やとあんし

わずらゐ居たりけり、又家康公の御前

にハ長門殿を召され仰出さるゝハ、御身の

父大隅殿ハ石田治部と申し謀叛

か首を打かくるへしと御気色替てのべ

けれハ、長門上意を承り父大隅におゐて

(四十丁表)

何条左様之義御座候ハんと再三申

上けれハ、猶も家康公御立腹ましく、

さあらハ三州を焼討せしハいか成しよ

ぞん、ひつ定責上らん謀と覚へたり、

治部も打死したれハ帰国仕たるに、極た

はや打取かへるへしと御座を立せ給ひ

けるハ、是悲もなくこそきこへけり、

九鬼父子田城合戦の事

(四十丁裏)

夫より長門守ちから及はず鳥羽をさ

して帰らるゝ、大すみ新宮此由を聞よりも

長門を寄てハ叶わしとふせきか、れハ、多

勢に力不及して荒罵さして落のきし

か、此上鳥羽へ押寄て城受取てハ不可有と

磯部と鶴方の間成朝野に陣小屋を構

へ軍用意被成ける、鳥羽にも斯と聞よりも

加茂の田城に待受て今や寄ると聞

(四十一丁表)

居たる、はや程もなく長門のせい時をど

つとぞあけにける、時に大すみはやししに被

申ハ、最て長門其心にてあらん、鉄砲はなす

な玉こむな彼か榮へ行とそ目出度けれ

と有けれハ、承り候とて弓をつかへと矢の根

をはつじ鉄砲打とも玉こますふせく

斗と見へにける、かゝる所に侍彦人ずつと

出、我を誰とか思ふ新宮の内に初政所とハ

(四十二丁裏)

我事也、我と思わん者あらバ出合やつと

呼わつたり、長門方より越賀隼人おとり

出おらかましやそと引なと云ふま、に抜つ

れて切て懸る、こわ叶わしと引返す所を

脇より鎧にて突かくる、隼人か内に井上

弥五郎懸来りのがさし者と政所か首水

もたまらず打落す、軍の始としてさんく

にてそ戦しか、楽に勝負もつかざれハ、両

(四十二丁表)

勢さつと相引ニ、しはらくいきをついたりけり、

斯る長門も穴川迄ひかれしか、上下諸共

前後も知らず伏居たる所へ新宮おつかけ

来り時をどつとそあけにける、長門方にハ

覚悟もなくあわてふためき戦ける中

にも青山豊後越賀隼人まつさき懸て切

立れハ、長門方ニも叶わしと跡をも見す

して逃かくる、ひきやうなかへせと追懸るハ

(四十二丁裏)

あやうかりける次第なり、

朝野合戦之事

猶も浅野へ引んとて座頭橋にたゞよいしを、

隼人の内ニ西岡平作音二聞へし大力なりしか、

座頭橋にて諸手をかけゑひくやつと引返

ゑせば、堀へはまつて捨人余り浮つしつみつ

死てけり、此勢に戦は即座に死すハ三拾余、

人々目のまへに有し身もまたく内に消う

(四十三丁表)

せて露の命となりし故、今日坂とハ申けり、

扱其後に死かひを集め山より高く積上て

そうづか塚とは名付つ、末世に古跡を残り

けり、時代うつれハ新宮ハ今ハ叶わしとぜ

ひなく五ヶ所をさして落行ける、大隅も

鳥羽へ帰らんと急かれしか、はや黄昏も

過行ハ、くらさハくらし雨ハ降、荒嶋山にふ

すまよい立やすらいておわします折、物語

(四十三丁裏)

賤女に逢給ふ、御娘子と思しめし手を取是

今生のいとまぞと有けれハ、ふり切て逃に

けり、是をまさしく城山にて退治有し

鬼のけしんと知られたり、其時より此

山を手取山とハ申なり、世に落ふれハどん

に成■のかとにて目を突とかや、道は

何国とあんし煩ひおわせしか、所の者

明松を捧げれハ、漸々鳥羽へ還られ其

(四十四丁表)

俣にふねに打乗一まつ紀州へ立のかんと、

御供にハ渡部数馬九鬼主膳同松にて浦

村のおこの左衛門方へ立より皆々御いとま給

わりけり、扱おこの左衛門申上げるハ、他国へ

御出被成候共叶まし、我知縁の僧答志村

に御座候、是へ御入被成、是乍恐御かみおろさせ

給へと申上るに、大すみ殿なんしいか様とも

はかるふべしと答志村へ御出有、瀬音寺

(四十四丁裏)

の住寺を頼まれけれハ、御尤成御事とさ

ま〜かいぎやうのもんをさつけ奉り御様

をかへよせ給ひける、きのう迄ハ一国の主人け

ふはひつかへせんもんたいと成給ふ、世の因果

こそつたなけれ、去にても左衛門御なつかしく

思召紀州へ御こし有けれど、一夜の宿も

申者もなく我誤りをかへり見て是

悲なく跡へかへられしか、朝熊山ニしたしき

(四十五丁表)

人あれハしばらくしのひおわせしか、さす

が人目を憚りて又瀬音寺へ帰り給ふ、折

ふし豊田五郎右衛門ハ長門殿の出仕の御

供に來りしか、此由をきくより家康公へ申上

けれバ、主のそにんをなしけるハ憎きやつ

かなとハ思えとも、其こと、なし青山豊前

を遣されしに、程なく答志へ立趣上意

の趣申上げる、大隅ハ住僧に御^⑨経読誦を頼

(四十五丁裏)

ませ其身もたからかにも遊ける、又長門

殿ハ家康公の御前にて再三なげきした

まへバ、高野山の住居かない御赦免の御状も

下候へけれハ、こは有難きと頂戴し急ぎ

飛脚を遣わせしか、御生害の飛脚と

関の地藏にて行合し、残念さは限りなし、

せんなき者のわさ故にひごふの死をし給ひ

しも、兄のむくひそしられたり、さあれ

(四十六丁表)

ハ長門殿ハ彼五郎右衛門をいか、してかたむ

けんと堅神村にて竹鋸にて糾せける、主の

そにんしたりつ、因果の程ぞおそろしき、

其後長門殿ハきやくへいと云病を煩ひ

給い今をかきりと見へにける、医術法術

うかごふ所ニあらず、忽きやう気の如く

ニなり、我こそなんちか氏神山祇神也、然

ニ大隅ハ兄を打撃を打其天ばつのがれ

(四十六丁裏)

難く終ニ汝ニ討れにけり、汝又親を討其

咎おもし、是因果れきぜんの断なり、

早々一社の神に祭り奉るへきとさまく

ニ口ばしりぼうぜんとして居たりしか、

少し御心よく見へけれハ、越賀隼人申

されけるハ、こじゆくの相語ニそ御座候へ、能々

きこしめされべし、其昔天ぢくにりう

わうとて帝壺人おわします、是限なき

(四十七丁表)

悪王成しか、彼国のかたはらにみんねんほう

しとてにんしん有けるか、非道のちよく

をそびくとて親子三人切申、是大とふ

のみのんの中王と生れ給ひしはみんく

わのむくわん為ぞかし、扱ニそりうわう

命おわらせたまひ、大とうの米石公と

申民のやつこと生れ給ひ、終ニハ仲王討

れしと也、我朝にハ新田大明神菅相丞

(四十七丁裏)

是皆荒神と祝ひ給ふ、其ためし

ふんだ成と云申ける、是によつて加茂岩

倉村に惣領権現と崇め奉る、此節數

馬主膳長門殿へ奉公に^①出られける、

そもく天地開闢より此方りやう

内にハ相あらそい給ふなり、然に大公御存

生の内に聳しゆうとにて有しか、

江戸にて御城し給ひければ、江戸大坂両方

(四十八丁表)

へ立わかるによつて御中不和と成ける、う

ちに謀叛の企思召給ふ、頃は慶長五年

家康公ハ大坂へこはつこふある、

大坂落城并二三国丸之事

其節長門守三国丸ニ召れ難波の津に

着にけり、此三国丸ハ三国無双の船なれば

とて三国丸とは名付たり、やくらの上ニ

畑をこしらゑ菜大根を作り、船の中ニ

(四十八丁裏)

井戸を掘水を砂こしにして井戸ゑ

流るゝことく、えんしやうをしかけ咽

喉より火を出させたり、実目さましくも

見事也、其外左之船とて長サ彗丈

三尺斗の舟をこしらへ、車ろくろを持

て海中自由に漕もどさせ、またへさ

きにハ鉄砲のさまをあげ西国四国の兵船

をふせかせける、頃ハ元和三年五月七日、

(四十九丁表)

大坂落城津の国住吉大明神大和和泉

堺をことく焼亡し同八日秀頼公御

生害被成ける、不運の程こそうたて

けれ、信よし公のむくみを侍也、羽し葉

ちくぜんの歌のこゝろ今こそ思ひしられ

たり、此時長門殿忠節ありといへども、

親をそむく程の者なれハ、又いか成たく

み仕出さんと終ニ忠賞なかりけり、

(四十九丁裏)

九鬼御国かへの事

ころハ寛永十七年、長門殿御子を武人

有しか、兄は外しやくにて朝熊山にか

しきをしたまい名しゆりやうと申ける、

此人を還俗させし二部式部の所を渡し

ける、弟ハ内しやくにて九鬼式部と申

せしか、此人を世に立んとて二見七郷

を切取式万石をそ渡しける、去共御

(五十丁表)

兄弟御中不和ゆへ大和方式部方と申

けり、此事江戸へ聞へけれハ、兩人を呼寄

国替仰付られける、大和殿ハ津の国三

田、式部殿ハ丹波のあやべと聞へける、爰に

いか成者の業ならん、逢橋(相橋)の御門(鳥羽城門口)のまへに

落書に

なら刀九鬼を育てしゆりやうして

大和の守といふそおかしき

(五十丁裏)

去ハ御中よくましませハ、是悲老人ハ国ニ

ましますへきに、国を捨給ふ心のうちこそ

本意なけれ、

○一、大隅殿御生界慶長 月三日より宝

歴九年己卯迄凡百六拾

スミ付

○式部殿より答志村瀬音寺大隅殿へ明料

として丁銀十枚寄附有、寛文九西ノ十

○長門守家の御紋代し、左り巴之後七ツ星

とかわり幕旗共ニ至るまで右之通也、